**介護保険法の規定による指定又は開設許可を**

**受けようとする介護事業者の皆様へ**

**生活保護法の一部改正の施行により，平成26年7月１日以降に介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた場合は，生活保護法第54条の２第２項の規定により，生活保護法の指定介護機関として指定（中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定を含む。以下同じ）を受けたものとみなされます。**

これまで，生活保護を受給している方に対して介護保険の介護サービスを提供するためには，生活保護の指定介護機関の申請を行う必要がありましたが，平成26年７月１日以降，新たに介護保険法の指定を受けるサービス（介護保険法におけるみなし指定も含む）については，すでに指定されているものとし，別途申請を行う必要がなくなりました。

生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合（※）には，生活保護法第54条の２第２項ただし書の規定に基づき，別紙様式の申出書について必要事項を記載のうえ，介護保険法の担当に提出してください。

なお，平成26年６月30日までに介護保険法の指定を受けたサービス（介護保険法におけるみなし指定も含む）については，従前のとおり生活保護の指定介護機関の申請が必要となります（みなし指定とはなりません。）。ただし，すでに生活保護の指定介護機関の指定を受けている場合は，その指定は継続されます。

※　生活保護法の指定を不要とした場合には，生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので，十分御注意ください。

問い合わせ先　　　宮城県保健福祉部社会福祉課　生活保護班

　　　　　　　　　　　　　　〒９８０－８５７０　宮城県仙台市青葉区本町三丁目８番１号

　　　　　　　　　　　　　　TEL：０２２－２１１－２５１７

　　　　　　　　　　　　　　FAX：０２２－２１１－２５９４